

あま市の「人権尊重のまちづくり条例」に対する申し入れ書

愛知地域人権連合基目寺支部

愛知地域人権連合基目寺支部の丹波眞理支部長は、10月28日にあま市役所で村上浩司あま市長と面会し、「『あま市人権施策の基本的な在り方及び人権尊重のまちづくり条例(仮称)』の制定に向けた基本的考え方『提言案』に対する申し入れ書」を提出し、話し合いを行いました。これには、愛知地域人権連合の丹波正史代表、加藤哲生理事長、山口明宏副理事長が同席しました。以下の文書は、当日提出したものです。

あま市は、現在「人権尊重のまちづくり条例」の制定をめざし、人権施策推進懇話会がまとめた提言案に対して市民から意見を求めています。この意見聴取を受けて市は条例制定をはかることにしています。私達は、下記の理由からあま市が「人権尊重のまちづくり条例」を制定しないよう求めるものです。

市民等に「責務」の名で行政の施策を一方的に強要するもの

提言は、名目的に「市民と事業者は、人権尊重のまちづくりを担う主体」としながらも、「条例」案では市の「人権施策に協力するよう努めるものとする」としています。この「責務」規定を設けることによって、市民は「主体」から「客体」に追いやりられ、市が実施する人権施策への全面的協力が促され、「人権」の名のもとに、市が考える「人権」の内容を一方的に押しつけ、市民の批判を封殺しかねないものです。同和問題を含めた差別問題を解決していくには、これまで政府の関係機関が唱えてきた「自由な意見交換のできる環境づくり」が不可欠です。この「条例」にはすべての権利実現の土台をなす憲法が規定する「言論の自由」、「表現の自由」という視点が欠落しています。「言

論の自由」、「表現の自由」を土台にした「人権尊重のまちづくり」こそ、地域社会において人びとの無理解やわかまりを解消し、一人ひとりの市民の人権が一步一歩向上していく道と考えます。

「人権」問題を差別問題に狭める

人権の概念は、国家権力が国民に対して権利の侵害をはかる歴史の教訓から、国民の持っている自由権、平等権、社会権など、諸権利の具体的な内容を拡充、発展させてきたものです。しかし、この「条例」の基本的な人権に対する考え方は、「提言」「条例案」で語っているように「差別や偏見」を中心課題に位置づけ、「人権」問題を差別問題に限定する、いたって特異な人権の理解です。人権問題を主に私人間の問題に狭め、市民相互間の権利の衝突のよう描くことは、市民が人権を正しく理解することを妨げ、結果的に人権を差別を受けてきた人びとだけの権利のよう理解させ、人権問題の正しい解決の道をそらすものです。憲法や世界人権宣言の人権及び基本的な人権の考え方から大きく逸脱する、このような「人権」の条例制定はやめるべきと考えます。

同和問題の解決に逆行する同和行政継続に他ならぬ

この「人権尊重のまちづくり条例案」は、西日本の自治体で制定されている「人権尊重のまちづくり条例」などと基本的な考え方及び内容がほぼ同一のものとなっています。このことはあま市だけが制定をめざしたものでなく、この条例制定を推進してきた人びとの影響を強く受けたものと理解できます。この条例制定の推進者のねらいは、後述の参考で明らかにしているように、「同和行政をあらためてしっかりと位置づけて推進していく」自治体での同和行政の継続ということにあります。しかし、同和問題の解決は旧身分を理由にした垣根を取り払うことが基本であり、この点からいえば行政が「同和関係者」と「同和関係者外」に分離・

するために「審議会」の設置を規定しています。しかし、委員選出の基準が定められておらず、多様な意見、異なる意見が反映できる民主主義の原則が明確に打ち出されていません。

「人権侵害事案への対応」の問題、人権意識の向上と条件整備

その他の意見として、第二に、「重要事項への対応」の中の「同和問題」の項目に「人権侵害事案への対応」が記入されています。他の人権問題ではこの内容は含まれておらず、専門性を十分備えているといえない自治体がない「人権侵害事案への対応」を掲げているのでしょうか。鳥取県で問題になった「人権救済条例」の制定を将来あま市でも考えているのでしょうか。第二に、本来、人権教育・啓発の主な対象は、公務員など人権にかかわる人びとを対象にするのが道理ですが、この「提言案」は、そのことにほとんどふれず、市民を人権教育・啓発の主な対象者にする、いたって上から目線の論理展開になっていないでしょうか。行政は、市民一人ひとりが人権意識の向上を図る上で、市民の自主的な学習活動、ボランティア活動などを支援する条件整備を積極的に充実させる施策の展開が大きな課題であるにもかかわらず、このことが事実上放棄され、人権の問題が市民一人ひとりの心の問題に転嫁させられています。この点について市の果たすべき課題はないのでしょうか。

以上の諸点からこの「あま市人権施策の基本的な在り方及び人権尊重のまちづくり条例(仮称)」は、市議会に提出すべきではないと考えます。

民主主義の原則である多様な意見異なった意見が反映できるのか
「条例案」は、人権施策などを検討す